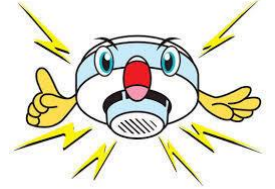


検定を受けていない



住宅用火災警報器等の販売について

国家検定を受けていない住宅火災警報器等は

平成31年3月31日をもって販売ができなくなります。

住宅用火災警報器等は、省令等による規格に適合するものと定められています。平成26年4月1日から、住宅用火災警報器に「合格の表示（型式適合検定に合格したものである旨の表示）」が表示されることになりました。これまでに販売されていた住宅用火災警報器には下図左のような鑑定合格証票「NS マーク」が表示されているものが大部分でしたが、住宅用火災警報器が国家検定品となったため、今後は下図右のような「検定合格証票」が表示されることになります。

「NS マーク」の製品も検定品と同等の性能が確認されているため、経過措置として、平成31年3月31日まで販売が認められています。



岳南広域消防組合 予防係

消防本部 23-0119

中野消防署 26-3386

山ノ内消防署 33-3119

豊田消防署 38-2355

※ ご不明な点は、岳南広域消防組合 予防係までお問い合わせください。